

2026年3月31日

お客さま 各位

二本松信用金庫

「破産管財人等特殊口座開設手数料」の新設について

二本松信用金庫（理事長 朝倉 津右エ門）は、下記の通り、特殊口座の新規開設申込受付時・口座名義変更時における「破産管財人等特殊口座開設手数料」を新設しましたので、お知らせいたします。

当金庫では、引き続きお客さまのニーズに応じたサービスを提供してまいります。

記

1. 内容

| | | |
|---------------|---|--|
| 手数料名 | 破産管財人等特殊口座開設手数料 | |
| 対象となる 口座名義 | <ul style="list-style-type: none">破産管財人会社清算人相続財産清算人（管理人）不在者財産管理人遺言執行者遺産整理受任者 | 新規口座開設時または他の口座からの名義変更を対象 ※当金庫が取り次ぎを行う遺言信託に付随する口座の場合、手数料徴求の対象外 |
| 手数料額 | 11,000円（税込、1口座あたり） | |

※個人法人は問いません。

※既存口座を破産管財人等名義へ変更する場合も含まれます。

※その他、法に基づく専門的な資格を有する者が代理人として開設する口座も含まれます。

※ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

2. 実施日

2026年4月1日（水）

以上



ナイスコミュニケーション
二本松信用金庫